

基本目標	基本計画		社協の役割	関連事業名	事業の目的と内容	R4	R5	R6	備考
I 住民参加と地域福祉活動の促進	基本計画 (基本施策) 1 (重点) 地域における福祉活動の推進・支援 重点取組1	町内会・自治会等地域活動への参加は、地域との関わりを持つ身近な機会でもあることから、誰もが参加しやすい地域活動の促進が必要です。	●地区単位での研修会や、地区ボランティアの育成・組織化を通じて、小地域福祉活動の強化を図ります。 ●コーディネーターとの連携を強化します。	地域・福祉活動 コーディネーター 事業	地域福祉活動等(相談窓口、団体の連絡調整・活動及び育成支援、福祉マップづくり)を行う人材を地区社会福祉協議会単位に配置し、支援した。	6地区	5地区	6地区	計画上の地区コーディネーターと、将来的な統合も視野に入れた精査が必要。
			●地区で気軽に相談できる常設型の場の設置に向けて、支援や連携を行います。	常設サロン開設 (週1回開催)	住民が主体となって自主的に運営する常設型サロンを新たに設置するための経費を一部助成している。 令和元年度から「新規設置型」「移行型」「支援型」の3つの助成区分を設け、つどい場づくりを支援。地域のつどい場づくりに対して支援を行った。	0件	支援型 1件	支援型 1件	常設型(毎日型)の場の設置は未実施。 福祉ネットワークの充実や地区コーディネーターの設置、相談できる常設型の場の設置と併せて、実施に向けて検討を行う。
			●各地域福祉相談センター、中央人権福祉センター等と関係機関との連携を行います。	相談支援担当者会	支援者間の連携構築を目的に定例的に実施している。(月1回)	—	—	—	(参加) 社協・地域包括・中央包括・人権
				福祉・保健関係機関 連絡会	中学校区において、定期的に開催。	—	—	—	(参加) 社協・地域包括・中央包括・保健所
			①見守り支援・生活支援 ●コーディネーターとの連携を進めます。 ●地区担当職員(CSW(コミュニティ・ソーシャル・ワーカー。以下同じ。))、生活支援コーディネーター(担当制)を配置します。 ●見守り活動の強化に向けた取組を支援します。 ●地区ボランティア組織の立ち上げを支援します。 ●潜在的な課題を抱えた住民の発見、つながりづくりに努めます。	愛の訪問協力員	ひとり暮らし高齢者等に、近隣の方に協力員を委嘱し、声かけを中心に話し相手や安否確認等の活動を実施した。	931人	800人	665人	
				となり組福祉員	小グループ(町内班に1人)の設置を目標として、地域ニーズの把握及び支援活動を実施した。	1,798人	1,768人	1,718人	
			②地区サロン ●常設型の地区サロンの開設に向けて、助成制度の検討及び立ち上げ支援、運営支援をします。 ●常設型の地区サロンと福祉施設との連携を支援します。	常設サロン開設 (週1回開催)	上記参照				
			①ふれあい・いきいきサロン ●世代を超えたサロン活動への事業支援助成金等の支援及び財源確保、サロン事業に関する情報提供の充実を図ります。 ●サロンボランティアの養成を支援します。	ふれあい・いきいき サロン	ひとり暮らし高齢者等を対象に地域の中で気軽に立ち寄れる集いの場(サロン)を開設し、ボランティアが主体となって運営した。	385 サロン 内新規 22サロン	379 サロン 内新規 22サロン	392 サロン 内新規 28サロン	
			②支え愛マップ ●「支え愛マップ」の作成、更新への支援や協力を行います。	支え愛マップ作成 支援事業	町内会・集落が主体となって、支え愛マップを作成し、災害時の避難支援の仕組みや非常時の見守り体制を作るなど、要援護者が身近な地域で安全安心に暮らすための取り組みに対して支援を行った。	新規作成 14地区	新規作成 1地区	新規作成 2地区 更新 4地区	

I 住民参加と地域福祉活動の促進	基本計画 (基本施策) 2 様々な主体による福祉活動の促進	福祉活動やボランティアの輪を広げていくために、地域の担い手となるリーダーや人材の養成、多様な生活課題を抱えた住民が当事者同士で仲間づくりを進める必要があります。ボランティアをはじめ、市民活動を推進する人材の養成と、様々な生活課題を抱えた当事者の仲間づくりを推進し、福祉活動の活性化を目指します。	●ボランティア・市民活動を支援します。 ●ボランティアの養成及び担い手の掘り起こしに努めます。 ●市民活動団体と地域組織の調整(コーディネート)を行います。 ●小地域福祉活動や、個別の支援に対する調整(コーディネート)を担います。 ●様々な活動主体に対して、各種民間助成金等の活用などについてアドバイスを行う講座を開催します。	鳥取市ボランティア・市民活動センター	ボランティア及び市民活動の支援	—	—	—	
			●当事者の組織化、運営を支援します。 ●各組織や、行う事業についての情報提供体制を充実します。	福祉団体の活動支援	福祉団体事務局を担い支援を行った。	—	—	—	(事務局を担う福祉団体数 R6時点) 本庁(鳥取) 14団体 国府 6団体 福部 4団体 河原 6団体 用瀬 5団体 佐治 6団体 気高 2団体 鹿野 3団体 青谷 4団体
	基本計画 (基本施策) 3 (重点)福祉学習の推進と担い手づくり 重点取組2	地域福祉を推進していくためには、子どもから高齢者まであらゆる年齢層が、地域全体で福祉について考え、お互いに支え合う気持ちを育むことが大切です。 地域福祉に関する意識の醸成を図るとともに、学校や地域における福祉に関する学習機会の充実を図り、そのための福祉学習の基盤(プラットフォーム)づくりを推進します。	●地区単位での福祉学習のプラットフォームの設置を推進し、企業、学校関係者、当事者団体、ボランティア等様々な地域の関係機関や関係団体との連携や調整を行います。	福祉学習応援事業	福祉学習のプラットフォーム構築の支援のため、福祉学習の依頼のあった学校、企業、地域を中心に地域内の関係団体を巻き込み、一緒に考える場(プラットフォーム)を経て実施される福祉学習事業を行った。	3カ所	1カ所	1カ所	(主な実施箇所) ・江山学園校区(美穂・大和・神戸) ・鳥取裁判所
			●学校と地域が双方向で相互連携を図りながら、地域住民、当事者の参加を通じて従来の体験型学習から実践型学習への転換を図ることの調整を行い、福祉学習を推進します。	福祉学習応援事業		12校	12校	20校	(主な内容) 座学、車いす体験、高齢者疑似体験、手話講習、認知症キッズサポーター、福祉車両体験、まち歩き、視覚障がい者との交流、視覚障がい疑似体験、筆談体験、福祉専門職との意見交換、事例検討等。
		地域福祉を推進していくためには、子どもから高齢者まであらゆる年齢層が、地域全体で福祉について考え、お互いに支え合う気持ちを育むことが大切です。 地域福祉に関する意識の醸成を図るとともに、学校や地域における福祉に関する学習機会の充実を図り、そのための福祉学習の基盤(プラットフォーム)づくりを推進します。	①住民・ボランティアの福祉学習 ●企業、学校関係者、当事者団体、ボランティア等様々な地域の関係機関や関係団体と連携し、福祉学習を推進します。	福祉学習応援事業	上記参照	—	—	—	
			②地域福祉の担い手の育成 ●市社協の広報紙やホームページ等、多様な媒体を活用し、介護支援ボランティア制度やファミリー・サポート・センターの周知を図ります。 ●介護支援ボランティアやファミリー・サポート・センターの協力会員・提供会員の登録受付窓口の周知を図ります。 ●福祉の人材育成に関する制度や講座等の周知を図ります。	介護支援ボランティア制度登録	高齢者の社会参加と地域貢献を支援し、ボランティア活動を通じて自らの介護予防を促進するとともに、元気な高齢者が暮らす地域社会を作ることを目的とする。	143人 新規2人	141人 新規10人	129人 新規2人	登録他、窓口業務は鳥取市・ボランティア市民活動センターが実施。
				ファミリー・サポート・センター	【育児型】 おおむね4ヵ月～小学6年生の子育ての手助けをして欲しい人(依頼会員)とお手伝いをしたい人(提供会員)が会員となって、会員同士が助け合うことを目的としています。	依頼914人 提供96人	依頼918人 提供93人	依頼924人 提供96人	
					【生活援助型】 高齢者(65歳以上)やその家族等が地域の中で安心して暮らしていくため、手助けが欲しい人(依頼会員)と手助けをしたい人(提供会員)との会員組織をつくり、簡単な家事等の援助が受けられるよう会員同士の支え合い活動(相互援助活動)を行います。	依頼494人提供 199人	依頼547人 提供192人	依頼492人 提供168人	

Ⅰ 住民参加と地域福祉活動の促進	基本計画 (基本施策) 4 福祉活動促進のための基盤強化	近年、福祉施策に求められるニーズは複雑・多様化しています。このようなニーズに対応し、より満足度の高い福祉サービスを提供するための基盤づくりが求められています。財源の強化をはじめ、地域福祉の事業を効果的に推進するための取組を進めます。	●事業改善計画に沿った次に掲げる事業を実施し、機能を強化します。 ・組織体制と事業の見直し ・地区担当職員(CSW)配置による小地域福祉活動の支援 ●生活支援コーディネーターの取組を強化します。 ●職員研修を充実します。	重層的支援体制整備事業	本庁(地域福祉課)及び総合福祉センター(地域福祉係)に地区担当職員(CSW)を配置し、各地区における地域の課題等を協議検討し、地域づくりを進めた。	—	—	—	本庁(地域福祉課)の地区担当はR4まで配置。
			●募金活動の目的や趣旨を広く情報提供し、募金活動への理解を促進し、共同募金運動の強化を図ります。 ●募金活動の成果を効果的に配分することにより、小地域福祉活動を支援します。 ●市社協会費、寄附金への理解に向けた取組を行うとともに、目的用途を指定した寄附金の受け入れや幅広い分野への支援を検討し、効果的な活用を図ります。	生活支援体制整備事業	本庁に地区担当の地域支え合い推進員(SC)を配置高齢者の生活支援・介護予防サービスの充実に向け、サービス提供の担い手の養成等を行うとともに、地域資源の把握やネットワーク化を実施し、多様な主体によるサービス提供体制の充実を図った。	—	—	—	
				赤い羽根共同募金	毎年10/1からの実施期間にあわせて、周知活動及び募金活動を実施。市民に募金活動への理解と協力を周知した。	共同募金 26,575,923円 歳末募金 155,469円	共同募金 26,023,742円 歳末募金 168,221円	共同募金 25,327,771円 歳末募金 176,360円	
				共同募金配分金事業	「住民全般」、「高齢者」、「障がい児者」、「児童青少年」、「歳末たすけあい」等様々な分野の事業に助成し、福祉活動の推進を図った。	—	—	—	
				市社協会費	市社協の主要財源である会費増収を図るため、一般会員の加入率向上と賛助会員、特別賛助会員確保に努めた。	一般会費 23,644,650円 賛助会費 5,347,000円 特別賛助会費 1,005,000円	一般会費 23,186,196円 賛助会費 4,902,822円 特別賛助会費 950,500円	一般会費 22,871,572円 賛助会費 4,769,447円 特別賛助会費 960,000円	
Ⅱ 相談支援と権利擁護体制の強化	基本計画 (基本施策) 1 (重点) 包括的支援体制の構築 重点取組3	相談窓口においては、相談のあった福祉課題を包括的に受け止め、適切なサービス等につなぐことが必要です。 組織内外の相談支援機関における、連携・協働の仕組みづくりを推進し、どこへ相談しても必要な支援につながるよう努めるとともに、問題を抱えている人へ積極的に出向いて適切な支援につなげる仕組みづくりや、地域の課題発見機能との連携を推進します。	①地域と各種専門機関との連携 ●地区で気軽に相談できる常設型の場との連携を進めます。 ●コーディネーターとの連携を進めます ●地区担当職員(CSW)、生活支援コーディネーター(担当制)を配置します。	重層的支援体制整備事業	上記参照				
				生活支援体制整備事業	上記参照				
			②地域福祉の相談拠点の充実と連携 ●地域福祉相談センターを地域福祉の相談拠点として機能を集約し、地域包括支援センターと連携して相談支援の充実を図ります。 ●地域福祉相談センターの周知、利用促進に努めます。 ●各相談機関との連携の強化を図り、ネットワーク化を推進します。	地域福祉相談センター窓口	住民の身近な圏域で、様々な福祉課題に関する相談を一旦丸ごと受け止める窓口で、市内の社会福祉法人等と鳥取市との協働により設置・運営している。	9カ所	9カ所	9カ所	(設置場所) 本庁(地域福祉課)及び 国府・福部・河原・用瀬・佐治・気高・鹿野・青谷 各総合福祉センター
				地域包括支援センター	鳥取市から受託し、介護・医療・保健・福祉などの側面から高齢者を支える「総合相談窓口」となり、専門知識を持った職員が、高齢者が住み慣れた地域で生活できるように介護サービスや介護予防サービス、保健福祉サービスなどの支援を行った。	3カ所	3カ所	3カ所	(事業所) 国府・福部: 鳥取市東部地域包括支援センター 河原・用瀬・佐治: 鳥取市南部地域包括支援センター 気高・鹿野・青谷: 鳥取市西部地域包括支援センター

Ⅱ 相談支援 と権利擁護体 制の強化	基本計画 (基本施策) 1 (重点) 包括的支援 体制の構築 重点取組3	相談窓口においては、相談の あった福祉課題を包括的に受 け止め、適切なサービス等に つなぐことが必要です。 組織内外の相談支援機関にお ける、連携・協働の仕組みづく りを推進し、どこへ相談しても 必要な支援につながるよう努 めるとともに、問題を抱えてい る人へ積極的に出向いて適切 な支援につなげる仕組みづくり や、地域の課題発見機能との 連携を推進します。	①複合的課題への対応 ●各相談機関との連携の強化を図り、ネットワー ク化を推進します。	各種相談事業	上記参照				
				相談支援担当者会	上記参照				
			②生活困窮者自立相談支援機関を中心とした支援 ●人権福祉センターとの連携を強化します。	生活福祉資金貸付 事業	経済的自立及び生活意欲の助長 促進並びに社会参加の促進を 図り、安定した生活が送れるよう 資金貸付の申込援助や相談支援 を行った。	相談480件	相談207件	相談306件	
				えんくすり事業	他に支援する手段がなく、制度 の狭間で経済的に緊急・逼迫した 状況にあって、支援の実施により 一定の生活の安定が見込める 場合に対して、現物給として、 公共料金の支払い、ガソリン代、 食糧の支援等を行う。	対象16人 回数22件	対象16人 回数24件	対象11人 回数16回	
Ⅱ 相談支援 と権利擁護体 制の強化	基本計画 (基本施策) 2 権利擁 護機能の強 化	認知症の高齢者や障がい者 が、地域生活を継続していくた めには、権利擁護の推進や虐 待への対応などの取組の強化 が重要です。 総合的な権利擁護事業の推進 をはじめ、関係機関との連携 や、見守り活動の強化などによ る虐待の防止や早期発見など、 権利擁護に関する取組を 強化します。	●鳥取市権利擁護支援センター「かけはし」の運営 及び日常生活自立支援事業の利用に関する相談 や生活支援員の確保・育成、成年後見事業の利 用に関する相談及び申立支援事業、法人後見受 任事業、市民後見人養成講座の運営などの権利 擁護に関する取組 の機能強化を図ります。 ●とっとり東部権利擁護支援センター(アドサポセン ターとっとり)との連携を強化します。 ●権利擁護事業について、市社協の広報紙やホー ムページ等を活用して情報を発信し、利用促進を 図ります。 ●権利擁護の地域連携ネットワークへの参画に努 めます。	日常生活自立支援 事業	日常生活に不安を抱える高齢者 や障がいのある方が住み慣れた 地域や施設、病院等 で安心して 生活が送れるよう福祉サービスの 利用援助、日常金銭管理サービス、 書類等の預かりサービスなどを行っ た。	相談1,574件 利用者45人	相談1,754件 利用者49人	相談1,140件 利用50人	
			●市民後見人養成講座を運営します。 ●市民後見人の人材発掘と育成を進めます。	市民後見人養成 事業	もが地域で安心して暮らすことを めざす地域福祉活動として、判断 能力が十分でない方の生活を身近な 立場で支援し、後見活動を行って いく「市民後見人」の養成を行っ た。	受講14人 修了14人	受講13人 修了12人	受講9人 修了8人	
			●虐待防止に関する啓発を推進し、周知と理解の 促進を図ります。 ●各センターの利用促進への取組を進めます。						

Ⅱ 相談支援 と権利擁護体 制の強化	基本計画 (基本施策) 3 情報提 供体制の充 実	市民一人ひとりが、地域社会 の一員としての意識を高め、お 互いに協力しながら地域の問 題や課題の解決を図っていく ことが求められています。 そのため、住民同士が協力し 合う「地域福祉」の周知・浸透 を図るための情報提供、広報活 動の充実を図るとともに、相談 窓口の周知を図ります。	●市社協の広報紙やホームページ等、多様な媒体 を活用し福祉に関する情報提供を推進します。 ●小地域福祉活動を、誰にでも分かりやすく提供 する「見える化」に向けた取組を推進します。 ●地域への情報提供について、より効果的な 提供方法の在り方を検討します。 ●地域福祉相談センターをはじめとする相談支援 窓口の周知を図るとともに、各地域福祉相談センターと の連携による相談機能の強化を図ります。	広報啓発活動	事業の案内や各種福祉情報を 提供。	パンフレット リニューアル		公式 Instagram 開設	○広報紙「さざんか」年4回発行 ○公式ホームページ随時更新
Ⅲ 地域で 安心して暮 らせる基盤 づくり	基本計画 (基本施策) 1 社会福 祉法人・福 祉事業所の 公益活動の 促進	地域の生活課題に対応するた めには、専門職の支援ととも に、関係する組織や団体など との連携の強化が必要です。 社会福祉法人・福祉事業所に よる公益活動事業を促進し、地 域の関係機関や関係団体との 連携により、新たな地域課題に 対応する福祉活動の活性化を 図ります。【重層・参加支援、 地域づくり】	●社会福祉法人との連絡会を活用し、法人間の 連携を推進します。 ●当事者の社会参加の場づくりや受け入れに向け た取組を進めます。						
	基本計画 (基本施策) 2 高齢、障 がい及び子 育て支援の 分野を超え たサービスの 展開	制度の狭間にある問題や、相 談に来ることができない人の ニーズは地域の中で見落とさ れがちです。普段から近所で 声を掛け合うなどの身近な取 組をはじめ、より複雑化・深刻 化する前に、適切な支援につ なげ、自立の促進を図ることが 必要です。【重層・参加支援、 地域づくり】	●福祉学習の取組を推進します。	福祉学習応援事業	上記参照	上記参照			上記参照
地域で安心 して暮らせ る基盤づく り	基本計画 (基本施策) 3 福祉人 材の確保・ 育成	今後、地域福祉活動を充実し ていくためには、活動を支える 人材の確保や育成が必要で す。次代の地域福祉を担う人 材の発掘・育成・活動参加の促 進を図ります。 【重層・地域づくり】	実習生の受け入れの支援や調整を行います。	－	社会福祉士等実習生受入			1人	
	基本計画 (基本施策) 4 当事者 の社会参加 の促進・移 動手段の確 保	社会参加や生きがいにつな がる学習機会やイベントなどの開 催や就労支援を行い、年齢や 障がいの有無にかかわらず、 誰もが気軽に参加できる交流 機会の充実や生きがいづくりを 図ります。高齢者や障がい のある人の自立と社会参加を促 進するためには、移動手段の 確保や外出の支援も重要で す。地域特性や利用者の要望 を把握しながら、外出しやすい 交通手段の確保等、きめ細か な移送サービスの促進を図り ます。【重層・参加支援、地域 づくり】	①多様な活動機会の提供 ●地域の福祉学習や各種研修会等での、当事者 の参加の促進に向けての支援を行います。 ●地区担当職員（CSW）による事業者への就労 支援の受け入れの働きかけを行います。 ●手話通訳者を配置し、当事者の社会参加を 促進します。	コミュニケーション 支援事業	手話をコミュニケーション手段と する聴覚障がい者等からの依頼 に応じさわやか会館等で手話通訳 を行った。	1,198件	1,102件	1,238件	
				電話リレーサービ ス事業	聴覚障がい者に対してFAX及び メールを利用して、市報、行政等の 各種福祉情報、気象等の緊急情報・ 聴覚障がい者のための新システム 導入について情報供給した。	月1回(毎月15日)			

Ⅲ 地域で安心して暮らせる基盤づくり	基本計画 (基本施策) 4 当事者の社会参加の促進・移動手段の確保	社会参加や生きがいにつながる学習機会やイベントなどの開催や就労支援を行い、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが気軽に参加できる交流機会の充実や生きがいづくりを図ります。高齢者や障がいのある人の自立と社会参加を促進するためには、移動手段の確保や外出の支援も重要です。地域特性や利用者の要望を把握しながら、外出しやすい交通手段の確保等、きめ細かな移送サービスの促進を図ります。【重層・参加支援、地域づくり】	②移動手段の充実 ●住民との協働による移送サービス開発を支援します。	福祉有償運送事業	公共交通機関の利用が困難な方へ通院、買物等の外出支援を行い、また在宅生活を継続、支援するための重要な事業として実施。 (佐治地区)	登録17人 実利用127人 延利用286人	登録11人 実利用91人 延利用206人	登録3人 実利用6人 延利用12人	令和6年6月30日で事業廃止
				公共交通空白地有償運送事業	公共交通空白地域の解消や公共交通を補完するものとして、事業を実施。(福部循環バス「らっちゃんバス」)	10,278人	11,931人	11,300人	
	基本計画 (基本施策) 5 福祉と連携したまちづくりの促進	誰もが住み慣れた地域で、その人らしく自立しながら生き続けるためには、地域における日常的な支え合いが重要です。自発的な地域福祉活動はもとより、行政と関係機関が連携して、協働による福祉サービスの創造や提供を推進し、支援体制の構築を図ります。【重層・地域づくり】	①買い物支援 ●買い物福祉サービスの情報を提供するとともに、実施団体や組織などの運営主体を支援します。	高齢者買い物支援	自家用車を持たない高齢者等の日常生活用品や食料品の買出しを支援するため、公用車(マイクロバス)により集落から店舗への直行便を運行。	53人	170人	160人	国府・福部・河原・用瀬・佐治・気高・鹿野・青谷 各総合福祉センターで実施
			②健康づくりの推進 ●健康づくりのための取組について、各種研修会や会議等での情報提供を行うとともに、啓発活動を推進します。	フレイル予防教室	フレイル状態を防ぐための3つの習慣である栄養+口腔、運動、社会参加を取り入れたメニューを実施します。各地域包括支援センターと連携し、フレイル予防を一緒に取り組んでいます。	11圏域	13圏域	7圏域	
				ふれあい デイサービス事業	地区公民館等を拠点として虚弱な高齢者を対象に、健康相談・レクリエーションを中心に、地域ボランティアの参画を得ながら実施している地区社協に支援を行った。	実施606回 参加5,847人	実施665回 参加7,083人	実施710回 参加7,666人	
			③消費者被害防止に向けた取組 ●高齢者や障がいのある人等の消費者被害の防止に向けた、各種研修会や会議等での、情報提供及び啓発活動を推進します。						
			④避難行動要支援者等の支援が必要な人の支援体制づくり ●避難行動要支援者支援制度に関する情報を提供します。	支え愛マップ作成 支援事業	上記参照	上記参照			
			⑤農業分門との連携 ●地区担当職員(CSW)による福祉事業所、農業者への農福連携の参加への働きかけを進めます。						

Ⅲ 地域で安心して暮らせる基盤づくり	基本計画（基本施策）6 企業の社会貢献活動の促進	公的な福祉サービスだけでは支援が困難なケースや、その受給要件を満たしていないなど、地域福祉の課題を抱えた人を支援していくためには、企業をはじめとした民間部門による生活を支援するサービスの創出が不可欠です。公的福祉サービスの隙間を埋める新しいサービスと、企業や市民等が主体となり運営を行うサービスの創出や運営を促進します。【重層・地域づくり】	①社会貢献活動の促進 ●社会貢献活動の取組に関する情報を提供します。 ●企業・事業所による社会貢献活動と、地域福祉活動との連携の調整（コーディネート）を担います。 ②寄附文化意識の醸成 ●寄附による事業の成果を検証するとともに、寄附活動に関する広報を強化します。 ●寄附の受け入れについては、目的や用途を明確にします。 ●寄附者の取組に対して、積極的な広報活動を行います。	赤い羽根共同募金 共同募金配分金事業 市社協会費	上記参照				
地域で安心して暮らせる基盤づくり	基本計画（基本施策）7 再犯防止施策の推進 ≪鳥取市再犯防止推進計画≫	犯罪をした者等の多くは、安定した仕事や住居を確保できないことなどにより、社会復帰が困難な状況にあります。犯罪をした者等の社会復帰を、関係機関が協力連携して支援するとともに、地域住民の理解と協力を得ながら地域社会で孤立させないことで、再犯の防止につなげ、安全で安心して暮らせる社会の実現を図ります。なお、この基本計画（基本施策）は、犯罪をした者等に関して特に行うべき計画（施策）の取組を記載するものであり、本推進計画における計画（施策）の各種取組の対象としては、犯罪をした者等は当然に含まれます。また、この基本計画（基本施策）を、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（地方再犯防止推進計画）として位置付けます。	①更生保護ボランティアの確保と活動を支援します。 ●市社協が事務局を担っている鳥取市保護観察協会を通じ、各種更生保護団体への活動費を助成します。 ●民間のボランティアが活動を円滑に行うために必要な各種情報の収集、提供に努めます。	鳥取市保護観察協会事務局	団体事務局を担い、支援を行った。	—	—	—	
			②広報啓発活動を推進します。 ●鳥取市保護観察協会を通じ、各種更生保護団体の活動を紹介し、更生保護活動への理解を図ります。			—	—	—	
			③就労に向けた相談、支援等の充実を図ります。 ●生活福祉資金貸付事業により低所得者、高齢者、障がい者等必要な資金の貸付けを行い、社会参加の促進を図り、安定した生活の確保に向け支援します。	生活福祉資金貸付事業	上記参照				
				えんくろり事業	上記参照				
			④住居等の確保を図ります。 ●鳥取県あんしん賃貸支援事業や鳥取県家賃債務保証事業等の各種制度に関する情報を提供します。	各種相談事業	上記参照				
			⑤保健医療・福祉サービスの利用を促進します。 ●必要とするサービスにつなげるため、日常生活自立支援事業や地域包括支援センターなどによる相談及び権利擁護の支援、制度等の情報提供を行います。		上記参照				
			⑥児童生徒の立ち直りを支援します。 ●心配ごと相談や法律相談など各種相談事業を行い、保護者を含めた児童生徒の生活不安を軽減します。 ●様々なボランティア活動を紹介し、活動を通じて「居場所づくり」の手助けをします。		上記参照				